

2021年8月24日

株式会社プロジェクトカンパニー

代表取締役社長 土井 悠之介

問合せ先： コーポレート本部 03-6459-1025

<https://projectcompany.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、経営の透明性と健全性を確保していくことが必要不可欠であると考えております。取締役会、監査役会、会計監査人、経営会議及び内部監査担当者が相互に連携しながら各々の役割を果たしていくこと並びに内部統制の整備、運用及び継続的な見直しを行うことにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
土井 悠之介	1,947,500	38.6
伊藤 翔太	1,947,500	38.6
SBI ホールディングス株式会社	235,000	4.7
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	150,000	3.0
SBI Ventures Two 株式会社	120,000	2.4
新宅 央	100,000	2.0
古瀬 豪	80,000	1.6
江竜 寛之	77,000	1.5
高木 秀邦	67,000	1.3
山田 尚史	40,000	0.8
桃崎 有治	40,000	0.8
株式会社 AOGIRI	40,000	0.8

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
------	---

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山中 卓	他の会社の出身者													
松本 勇氣	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山中 卓	○	—	山中卓氏は、経営者及び投資家としての豊富な経験を有しており、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくことができると判断したことから、選任いたしました。同氏は、2019年3月に当社社外取締役役に就任して以来、当社の経営に対して、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、有益な意見の提起を行っています。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、当社の独立役員に指定しております。
松本 勇氣	○	—	松本勇氣氏は、複数の企業のCTOや一般社団法人日本CTO協会理事等を歴任するなど経営及びデジタル技術に関する幅広い知見を有しており、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくことができると判断したことから、選任いたしました。同氏は、2021年4月に当社社外取締役役に就任して以来、当社の経営に対して、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、発言を行っております。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、当社の独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、四半期に1回会合を実施し、監査に関する情報共有や協議等を行うことで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水 光貴	公認会計士													
桃崎 有治	公認会計士													
川添 丈	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 光貴	○	—	清水光貴氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行できると判断したことから、社外常勤監査役に選任いたしました。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、当社の独立役員に指定しております。
桃崎 有治	○	—	桃崎有治氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけると判断したことから、選任いたしました。同氏は、2018年2月に当社社外監査役に就任して以来、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしています。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、当社の独立役員に指定しております。

川添 丈	○	—	川添丈氏は、弁護士として企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけると判断したことから、選任いたしました。同氏は、2019年12月に当社社外監査役に就任して以来、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で、専門的な視点から、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしています。また、同氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから、当社の独立役員に指定しております。
------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策は現時点では特段実施しておりませんが、報酬総額は業績を考慮して決定しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

2020年12月期における、当社の取締役5名に対する報酬総額は81,800千円（うち、社外取締役1名2,400千円）であります。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役が適正な報酬額を決定しております。</p> <p>監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。</p> <p>なお、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」については、2022年3月までに取締役会にて決議の上で、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書への記載等によって対外公表する予定です。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社はコーポレート本部にて取締役会資料の事前配付や各種情報提供等を行うことで、社外取締役及び社外監査役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役7名(うち、社外取締役2名)で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会と必要に応じて臨時開催される臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、経営に関する重要事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督、監視しております。

(監査役会)

当社の監査役会は、社外監査役3名(うち、常勤監査役1名)で構成されております。原則として月1回開催される定時監査役会と必要に応じて臨時開催される臨時監査役会に監査役が出席し、法令、定款及び「監査役会規程」等に従い、監査役監査方針、監査計画等を決定しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携し、監査役会にて決定された方針に基づき業務監査を行っております。

(会計監査人)

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(経営会議)

当社は、経営に関する重要事項について審議し、その運営を円滑に行うため、常勤取締役、部長以上の職位の者及び代表取締役が別途指名する者で構成される経営会議を設置しております。経営会議は原則として月1回開催され、株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項等の重要事項について審議しております。

(内部監査)

当社は、会社規模を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、代表取締役が選任した内部監査担当者を2名設置し、内部監査を実施しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記のとおり、取締役会、監査役会、会計監査人及び経営会議を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しております。これらの各機関が相互に連携することにより、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主各位が株主総会の議案について十分検討できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送後すみやかに当社ホームページにて招集通知を掲載することを予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主各位の出席の便宜を図るため、可能な限り集中日を避けて実施することを予定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題として認識しております。
その他	
実施していない	

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーに関する基本方針を定め、当社ホームページにおいて公表予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的な開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題として認識しております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにおいて、プレスリリース・決算短信・決算説明資料・有価証券報告書等の IR 資料を掲載予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	社長室において IR 関連業務を遂行しております。	
その他		
実施していない		

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「コンプライアンス要領」として規定し、役職員に対して公開することにより周知徹底をしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資者をはじめとするステークホルダーに対して必要な企業情報を適時適切に開示することを重要な経営課題と位置づけ、東京証券取引所が定める適時開示規則等の関連法令・諸規則に則り、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行うこととしております。
その他	
実施していない	

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その内容は、下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員が法令・諸規則を順守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する体制を確保するため、コンプライアンス規程を整備する。
 - ② 会社における業務活動及び諸制度の運用状況について評価・検討することで、法令等の順守の徹底を図るため、内部監査規程を整備し、定期的な内部監査を実施する。
 - ③ 法令違反行為、社内規程違反行為及びコンプライアンス違反行為に関する通報及び相談を適切に処理するため、内部通報制度を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 重要な会議体議事録、法定帳簿、決算関連書類その他重要文書は、法令及び社内規程等に基づき、適切に記録、保管、管理等を行う。
 - ② 取締役及び監査役が常時これらの文書等を閲覧できる体制を確保する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理に関する基本的事項を定め、適正な業務運営を行うため、リスク管理規程を整備する。
 - ② 全社的なリスク管理を推進するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し及び評価、リスク管理の実施状況の把握その他リスク管理に関して必要な業務を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。

- ②株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項その他経営に関する重要事項について審議し、その運営を円滑に行うため、経営会議を設置する。
 - ③効率的な職務の執行を確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、各職位の権限及び責任の明確化を行う。
5. 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役の求めがある場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
 - ②監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
 - ③監査役は、補助使用人の人事等について、必要に応じて意見を述べることができる。
6. 監査役への報告体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①役職員は、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づく通報状況等を定期的かつ随時に監査役に報告する。
 - ②監査役は、必要に応じて、役職員に対して事業の報告を求めることができる。
 - ③役職員は、会社の業務において法令違反行為が行われ、又はその疑いがある場合で、コンプライアンス規程に基づく等の是正処置がとられていないことを知ったときは、当該行為を監査役に報告することができる。
 - ④前号の報告を行った役職員は内部通報規程によって保護されるものとし、当該報告を理由として不利益な取扱いは受けないものとする。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
 - ②監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、監査役監査規程に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。
 - ③監査役は、その役割・責務に対する理解を深め、必要な知識の習得や更新のために、監査役協会等が主催する研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求することができる。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要と認めたときは意見を述べるすることができる。
 - ②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針等について説明を受けるとともに、会社に対処すべきリスクや課題等について意見を交換する。
9. 反社会的勢力対応に関する基本方針
- ①反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図る。
 - ②反社会的勢力に対しては、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携して対応を行う。
 - ③反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求

は拒絶する。

④反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

⑤反社会的勢力に対する裏取引及び資金提供は絶対に行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、前記「内部統制システムに関する基本方針」において反社会的勢力対応に関する基本方針を定め、社内外に公表しております。また、当該基本方針の下、次のとおり社内体制を整備しております。

①社内規程の整備

反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」並びに「反社会的勢力対応要領」及び「反社会的勢力チェック要領」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

②対応管轄部署及び不当要求防止責任者の設置

当社は、反社会的勢力対応の主管部署をコーポレート本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する総括責任者として、コーポレート本部長を選任しております。また、コーポレート本部長を暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者として選任し、警察への届出を行っております。

③外部の専門機関との連携

当社コーポレート本部を窓口として、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を行っております。警察への不当要求防止責任者の選任の届出や、暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員への加入を行い、平素より外部専門機関との連携関係を構築するよう努めるとともに、有事の場合は、法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制作りを行っております。

④反社会的勢力に関する情報の収集・管理

当社コーポレート本部において、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、反社会的勢力に関するセミナーへの参加等を通じた積極的な情報収集に努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

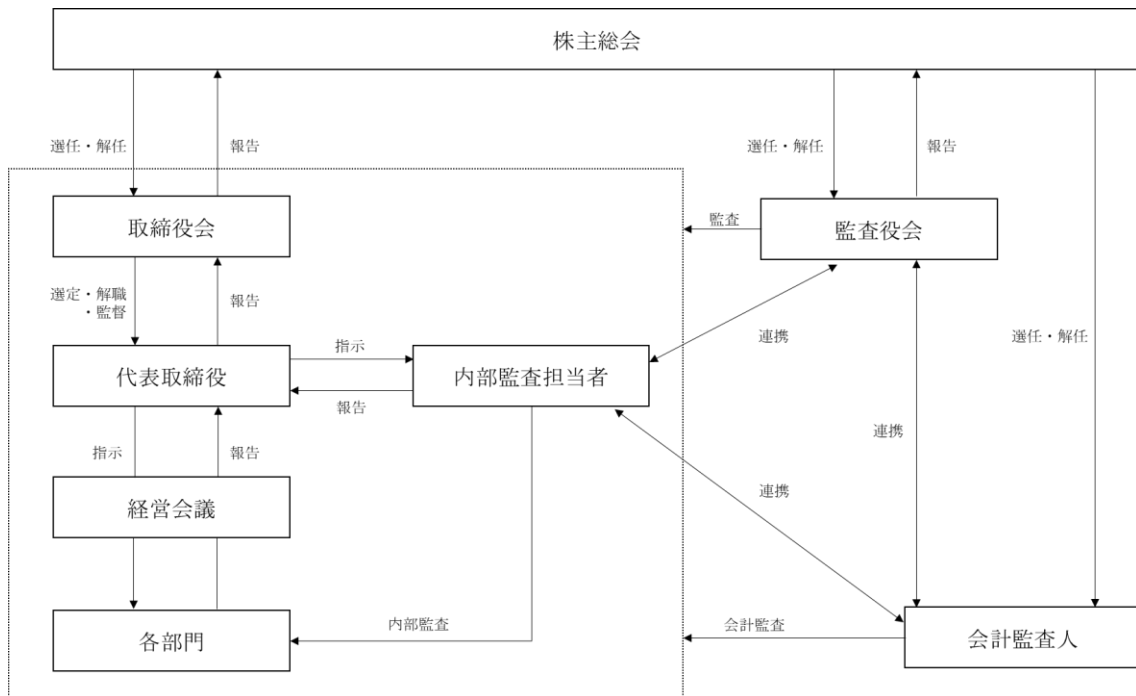
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

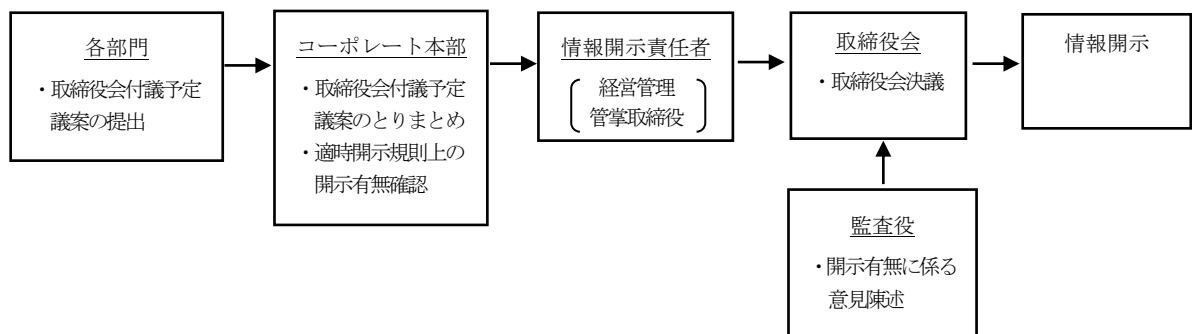
—

【模式図(参考資料)】

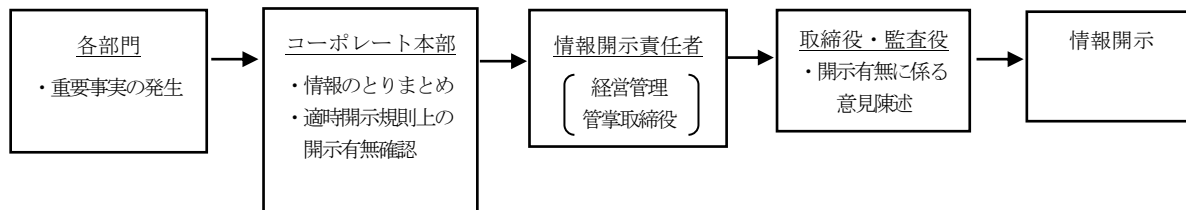


【適時開示体制の概要 (模式図)】

① 決定事実・決算に関する情報



② 発生事実



以上